

上ノ国町制限付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、上ノ国町が発注する工事の請負契約を、他に定めるのあるものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて一般競争入札の方法（以下「制限付一般競争入札」という。）により実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が3億円以上であって技術的難度が高い工事のうち、町長が適当であると認めたものとする。

(入札の公告)

第3条 町長は、入札の公告に当たっては、おおむね次に掲げる事項を、新聞紙、掲示その他の方法により周知するものとする。

- (1) 入札に付す事項（工事名、工事場所、工期、工事の概要等）
- (2) 入札参加資格者の要件
- (3) 入札説明書等の配布期間、場所等
- (4) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期間、場所等
- (5) 入札保証金の有無

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 発注工事の対応する政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (2) 指名競争入札参加者指名基準運用方針（平成21年上ノ国町要綱第624号。以下「指名基準」という。）の事業別基準により算出された格付基準点が、指名競争入札参加者指名基準（平成8年上ノ国町要綱第301号）の発注標準金額表に規定する工事予定価格に対応した等級に格付されていること。
- (3) 入札執行の日までの間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成20年上ノ国町要綱第579号）第2条第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成20年上ノ国町要綱第578号）の規定により、町が発注する工事等から競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の上ノ国町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。
- (7) 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (8) 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (9) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- (10) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (11) 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(13) 共同企業体の場合にあつては、(1)から(3)まで、(6)及び(9)から(12)までのほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

2 町長は、前項に規定するほか、次により入札参加資格を設定することができる。

(1) 発注工事の内容に応じ、前項に規定する入札参加資格により難しい事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合の変更は、当該工事の履行上必要な限度のものとする。

(2) 発注しようとする工事の内容が特殊な技術を要する場合等にあつては、前項第2号の規定によらないことができるものとする。この場合の入札参加資格の設定に当たっては、指名競争入札参加者指名基準第3の(1)ただし書を準用するものとする。

(入札の参加申請)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、町長に提出し、その審査を受けなければならない。なお、提出方法は持参によるものとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

(1) 類似工事施工実績調書（様式第2号）

(2) 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書（様式第3号）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し）

(3) 配置予定技術者調書（様式第4号）

(4) 特定関係調書（様式第5号）ただし必要と認めた場合のみ

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、申請書の提出期限の設定に当たっては、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね10日とするものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 町長は、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に合議制の組織（以下「委員会」という。）においてその内容を審査させ、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資格者」という。）に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して5日（上ノ国町の休日に関する条例（平成6年上ノ国町条例第12号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、町長に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、送付又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

4 町長は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非資格者に対し様式第7号により回答するものとする。

5 町長は、前項の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

6 町長は、非資格者に入札参加資格があると認めるときは、第4項の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

7 町長は、第5項の通知を行うに当たっては、委員会の審査を経てこれを行うものとする。
(入札参加資格の取消)

第7条 町長は、第6条第1項の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が第4条に掲げる要件に該当しないと認めるとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第8条 発注工事に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日までの間、町長が指定する場所において閲覧に供する。

2 町長は、前項の閲覧期間、閲覧場所等並びに設計図書等に対する質問及び回答についての提出期限、提出方法、受付場所、回答期限等を定め、入札説明書において明らかにするものとする。

(現場説明)

第9条 町長は、必要があると認めるときは現場説明を行うものとする。ただし、現場説明書の配布をもってこれに代えることができるものとし、その内容は、発注工事ごとに町長が定めるものとする。

(入札の執行)

第10条 町長(入札執行者)は入札の際、入札参加者から第6条第1項の通知書の写しを提出させるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

2 町長は、必要があるときは積算内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

3 落札者の決定に当たっては、最低制限価格制度を適用するものとする。

(入札の無効)

第11条 公告に示した参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び建設工事競争入札心得等において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(標準的日数)

第12条 この要領に定める手続の標準的日数は、別表に示すとおりとする。

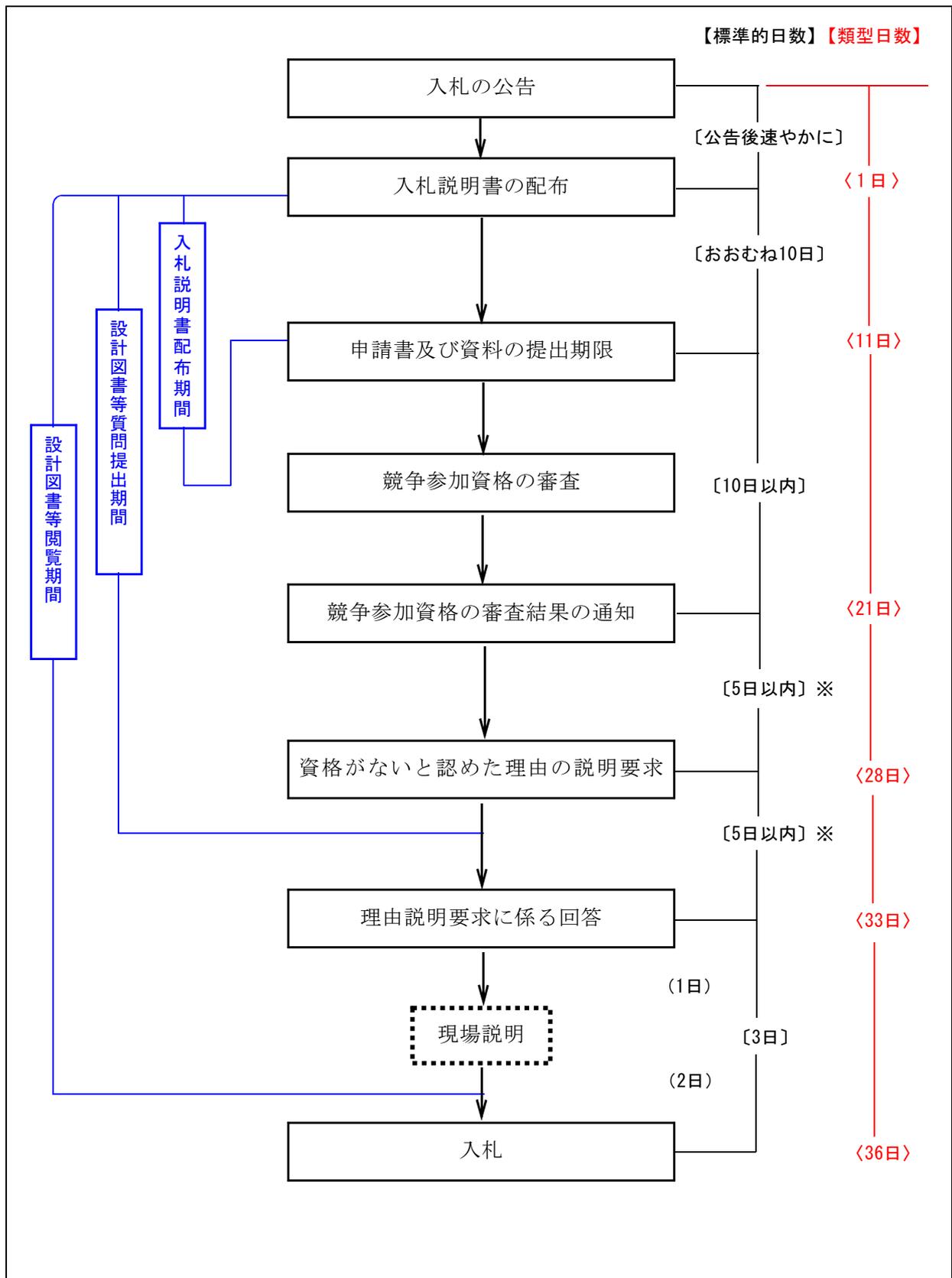
(その他)

第13条 この要領の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月14日から施行する。

別表【標準的日数】



様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

制限付一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

（共同企業体の場合は共同企業体
名を冠すること）

平成 年 月 日付けで入札公告のありました次の工事に係る競争入札参加資格
について審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類の
すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名

2 添付書類

- (1) 類似工事施工実績調書
- (2) 類似工事施工実績を証明する書面
- (3) 配置予定技術者調書
- (4) その他町長が必要と認めた書類

注1 この申請書には、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料
金分を加えた料金の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提出すること。

2 印は、法人にあっては代表取締役の印、個人にあっては代表者の印を押すこと。

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

類似工事施工実績調書

申請者名

（共同企業体の場合は構成員名）

受注者名			
工事名等	工事名		
	発注機関名	(市町村名)	
	施工場所		
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
	受注形態	単体／共同企業体 (出資比率%)	
工事概要			

注1 公告において明示した発注工事と類似する元請としての施工実績(工事が完成し、引渡済みのものに限る。)について記載すること。

2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

3 「受注者名」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

4 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書又はこれに代わる書面(契約書の写し)を添付すること。

5 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

様式第3号（第5条関係）
様式第3号（第5条関係）

工 事 実 績 証 明 書

（発注者） 様

受注者
住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

次の工事を履行したことを証明願います。

事業年度	工事名	工事概要	施工場所	契約金額	工 期	契約年月日	完成年月日	履行状況

上記工事を履行したことを証明します。

平成 年 月 日

発注者（証明者）

⑩

- 注1 この様式は、類似工事施工実績を証明するために使用すること。
注2 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
注3 「契約金額」欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

様式第4号 (第5条関係)

様式第4号 (第5条関係)

配置予定技術者調書

申請者名

(共同企業体の場合は構成員名)

氏名		(現場代理人) ○○ ○○	(監理技術者) ○○ ○○	(主任技術者) ○○ ○○
最終学歴				
法令による免許		一級○○士 一級○○施工管理技士 指定建設業監理技術者 その他 (取得年月日・登録番号)		
工 事 経 験	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年 月 日から 年 月 日まで		
	従事役職			
	工事内容			
	工事名			
発注機関名				
施工場所	(都道府県名・市町村名)			
契約金額				
工期	年 月 日から 年 月 日まで			
従事役職				
工事内容				

注 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。

様式第5号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

特 定 関 係 調 書

平成 年 月 日

上ノ国町長 様

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

（共同企業体の場合は企業体名を冠すること）

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

- 1 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []
2 他の「上ノ国町建設工事競争入札参加資格者」との間における特定関係 [あり ・ なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備 考

- 注1 1については、「発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がない」ことが参加資格の要件となるため、特定関係がないことを確認の上、[]に「なし」と記載し申告すること。
2 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には（1）及び（2）の欄に記載する必要はない。
3 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等に表示されている上ノ国町の競争入札参加資格を有する者を記入すること。そのため、本工事の入札説明書等に表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。
4 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。
5 「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、道外の資格者は「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。
6 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、その都度提出すること。

様式第6号（第6条関係）
様式第6号（第6条関係）

制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書

上施財 第 号
平成 年 月 日

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

上ノ国町長

平成 年 月 日付けで申請のありました工事に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり審査結果を通知します。

記

入札公告日	平成 年 月 日	
工事名		
競争入札参加資格の有無	有	一般競争入札参加を認めます。
	無	競争入札参加資格がないと認めた理由

注 資格がないと通知された方は、当職に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成 年 月 日までに上ノ国町施設課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

様式第7号（第6条関係）

様式第7号第6条関係）

上施財 第 号
平成 年 月 日

申請者
住所
商号又は名称
代表者氏名 様
(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

上ノ国町長

競争入札参加資格がないと認めた理由の説明について(回答)

平成 年 月 日付けで申立てのありました上ノ国町が公告した工事に係る制限付一般競争入札参加資格がないと認めた理由の説明は、次のとおりです。

記

工 事 名	
競争入札参加資格がないと認めた理由の説明	